

## 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成30年 1 月 29 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四 議 第33号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当	
簿冊番号	04 - 03			<input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		( )	
委員会名	<b>総務常任委員会</b>			会議年月日	平成29年12月19日（火）		
				会議時間	9時59分～12時28分		
出席委員	委 員 長	宮 本 博 行		委 員 酒 井 石			
	副 委 員 長	谷 田 道 子					
	委 員	宮 崎 努					
	委 員	平 野 正					
	委 員	今 城 照 喜		欠席委員			
	委 員 長	上 岡 正					
その他	議 長	矢野川 信 一					
	委 員 外 議 員	西 尾 祐 佐					
執行部出席者	総務課長	成 子 博 文		収納対策課長	永 橋 泰 彦		
	総務課長補佐	岡 本 寿 明		市民課長	川 崎 一 広		
	地震防災課長	桑 原 晶 彦		上下水道課長	秋 森 博		
	企画広報課副参事	朝比奈 雅 人		まちづくり課長	地 曳 克 介		
	企画広報課長補佐	山 崎 寿 幸		産業建設課長	小 谷 哲 司		
	財政課長	町 田 義 彦					
	税務課長	大 崎 健 一					
事務局	事務局長	中 平 理 恵					
	総務係	橋 田 五月子					
記 録							
平成29年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案10件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、第1号議案「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度四万十市一般会計補正予算（第5号）」についての審査を行った。

補足説明、質疑等ともになし

**採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決した。**

●次に、分割付託を受けた第2号議案「平成29年度 四万十市一般会計補正予算（第6号）について」執行部から説明を受け審査を行った。

歳出

**【説明：中平議会事務局長 1-1-1（議会費）】**

3月末までの時間外手当の見込みであり、増額の主なものは台風の配備態勢や事務局の体制が変わったことによるものである。

**【説明：秋森上下水道課長 2-1-7（企画費）】**

中山間地域生活支援総合補助事業で県の補助を受け、竹屋敷の宮ノ下地区の生活用水確保を行うもので、今回、実施設計委託業務を行う予定である。

**【質疑：上岡委員】**

宮ノ下は何戸あるのか。

**【答弁：秋森上下水道課長】**

13世帯、30名が給水対象人口になっている。

**【質疑：上岡委員】**

およそ見積もっている額はどのくらいか。

**【答弁：秋森上下水道課長】**

29年度に委託設計を行い、実施時期は平成30年度を予定している。全体の事業費は約3,800万円、このうち補助対象は約2,500万円を予定している。

**【説明：山崎企画広報課長補佐 2-1-16（情報化推進費）】**

委託料は、マイナンバー制度の導入に係るシステムの改修費である。マイナンバーカードや住民票等に旧姓併記を可能とすることについて、国は30年度中の実施を目指しており、平成29年度中の改修分には100%国庫補助が適用になる。マイナンバーシステムは、国と市のシステムを連携して運用しているが、国側のシステムのレイアウト変更に合わせて市のレイアウト変更が必要になり、変更の時期を国は平成30年の7月をみており、これに合わせて29年度中に改修して国庫補助の適用を受けるものである。

地方公共団体の情報セキュリティ強化対策を進める中で、県においてセキュリティアクラウドの構築をしているが、この県のセキュリティアクラウドの仕様が確定していなかったため、当初でウィルス対策ソフトの設定作業等の予算を計上していたが、今回、県のセキュリティ対策がクラウド上でウィルス対策がなされることになり、当初計上していた役務費、使用料、賃借料を減額するものである。

**【説明：大崎税務課長 2-2-1（税務総務費）】**

固定資産税の家屋について建築年度のシステム入力に誤りがあり、このことに対する市税等過誤納還付金の補正である。今年の6月に納税者から家屋の評価が下がらないとの問い合わせを受け、全棟の調査を行ったところ、建築年があるにもかかわらず建築年不詳になっているものが15棟見つかった。3年に1回評価替えがあり、その度に物価水準、損耗にかかわる経年減点補正をかけて評価の見直しをするが、建築年不詳となった場合、物価上昇率が反映され評価額がなかなか下がらないということになってくる。原因は、バッチ処理やオンライン型処理への移行時に建築年度の入力漏れがあったのではないかと考えている。最長20年の還付を行うもので、対象者には謝罪と説明等を行い還付処理は終了している。

**【質疑：今城委員 2-2-2（賦課徴収税）】**

租税管理機構への負担金は、今までも補正を組んでいたのか。

**【答弁：永橋収納対策課長】**

機構の確定の出<sup>しゅつ</sup>は予算より下がってくるので、昨年度までは負担金の補正は組んでいなかった。負担金は実績割（うちが移管したものについてどのくらい取ったかの額）と人数割り（移管件数）によってはじかれる。当初予算は実績割が見込みであったが、確定して正式な予算という形になったので、今回補正をしたものである。

**【説明：桑原地震防災課長 9-1-1（常備消防費）】**

幡多中央消防組合の新規採用、退職など人件費の見直しによるものが主なものである。

歳入

**【説明：町田財政課長 21款（市債）】**

防災・安全社会資本整備交付金事業へ県貸しを充当していたもので、28年9月に県へ正式要望した際に道路橋梁等整備事業債では適債性がないということで、起債を減額するものである。

繰越明許費

**【説明：地曳まちづくり課長 9款（消防費）】**

国道321号から約670メートル間の改良を平成25年から29年まで測量、設計、用地、工事ということで進めてきた。平成29年度を最終年度としていたが、最終点より少し手前の方に軟弱地盤があるということで、補強の盛土を行う地盤の部分を工事したいということで、工期が長くなるだろうという報告を6月議会において行った。その調査の結果、軟弱であるという結果が出たので、そこに予算を入れてやってきた。工事は概ね11月末に終わったところであるが、盛土の高さが高いので、それを安定させて最終の路面施工にかかる工程である。路面の安定も考えて、来年の3月もしくは4月頃まで測定の観測を行いたいと考えており、工期を来年度の3月末までと考えている。中身は路面の車道舗装、歩道の舗装、縁石、転落防止柵で、延長約200メートルの間の繰越を行いたい。

**【質疑：上岡委員】**

自分も現場に行って調査をした。最終年度で工事は終わったが、地盤が安定しないので歩

道部分の縁石と 200 メートルの舗装をかけ、3 月末もしくは 4 月の上旬で済むという説明を今受けた。6 メートルか 7 メートルの舗装で 200 メートルの工事であれば、10 日もあれば十分できるので、3 月末の工期にできないのか。路肩部分の盛土も測ったわけではないが、多いところは 8 メートル位の盛土をしている。当然、地山でないので、盛土をすることは始めからわかっていたのではないか。

**【答弁：地曳まちづくり課長】**

当初は推定ということでボーリングしたものを参考にしながら図面を書いて施工していた。地盤が推定と違うということがわかり、地下 5 メートルから 6 メートルの地盤を改良したところがある。その上に更に補強盛土という形での土を使って樹脂製の版を入れながら盛土をかけていき、盛土の部分が 9 メートル程度高いところである。更にその上に 5 メートル程度の一般の盛土を施工した部分がある。現地では下の部分はわからないが、中<sup>ちゅう</sup>にある補強の盛土が 7 メートル、8 メートル程度見えている。その上に盛土が 5 メートルくらいあり、当初とは全体的に 15 メートルくらい盛土があり、盛土が安定するのにどれくらいの時間がかかるのかということになる。保育園や防災拠点の谷の部分も盛っているが、その安定を参考にしたところ、3 か月から 4 か月程度様子を見て安定したと聞いている。現地の盛土が 11 月末ごろにできており、保育園や防災拠点よりも高いので、安全を考えて 3 月から 4 月頃に安定するのではなかろうかと考える。現地に観測をする測点を設けており、安定した時期に施工したいということで工期を延長した。

**【意見：上岡委員】**

地山部分を現在仮舗装していると思うが、5、6 か所仮舗装が乱れている。私が思うには、雨の降った後に、もしくは雨の最中に仮舗装をしたのが原因ではないか。施工時には十分に注意して行ってもらいたい。

**債務負担行為の補正**

**【説明：小谷産業建設課長（地域おこし協力隊公用車借上に要する経費）】**

道の駅よって西土佐にテナント参画をしているあゆ市場に協力隊を配置しており、四万十川の内水面漁業の振興をメインとして現在活動してもらっている。今年 6 月から 3 か年の予定で雇用する予定であったが、募集をかけても適任者が集まらず、今年度の 11 月から 3 か年の協力隊の配置ということになった。債務負担行為については、平成 30 年の 4 月から平成 32 年の 5 月までを当初お願いしていたが、雇用期間の遅れにより平成 30 年の 4 月から平成 30 年の 10 月まで 5 か月間債務負担のお願いをする期間が延びたことにより補正をお願いするものである。

**【質疑：宮崎委員】**

適任者がいなくて採用が遅れているのに、4 月から債務負担行為が始まるのか。

**【答弁：小谷産業建設課長】**

平成 29 年 6 月から平成 32 年 5 月まで公用車のリースを行うための債務負担をお願いしていたが、協力隊が今年 6 月から 3 か年の予定の募集で適任者が集まらなかったため、公用

車のリースの契約が5か月間後ろに延びた。今年度分なので平成29年6月から平成30年3月までの債務負担行為はなく、翌年度の平成30年4月から平成32年の5月まで26か月間分をお願いしていたが、この協力隊の配置の遅れにより3か年は変わらないが、向こう5か月伸びる形になったことで、平成30年4月から平成32年の10月の31か月間の債務負担行為の補正をお願いするものである。雇用期間は36か月で金額は変わらない。

**【答弁：町田財政課長】**

補足で説明する。債務負担行為は翌年について行うものである。当該年度は12か月で組んでいたが、6か月分が後ろに延びるので、翌年度の債務負担行為額が増える。その分の当該年度分は減額補正を行い、トータルの額は変わらないが、年度の予算組が変わってくるものである。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に第8号議案「四万十市行政組織条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

**【説明：成子総務課長】**

急速に進展する少子高齢化に伴う新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応し、効率かつ基本的な組織体制とするため行政組織の一部を改めるものである。子育て世代に対する支援の促進、人権行政の効率的な推進、健康対策の充実並びに高齢者支援の促進、文化福祉施設の整備推進である。この組織の見直しにより一つの課と二つの係が増となる。来年4月1日から施行の予定である。

人権啓発課、福祉事務所、生涯学習課で所管している子どもに関する業務を集約、再編し、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで切れ目のない子育て支援体制の強化を図り、市民にわかりやすい組織とするため子育て支援課を新設する。課の設置の目的は、市民にわかりやすく、利用しやすい行政サービスを目指し、子どもに関する業務、情報、窓口を集約しワンストップ化を図っていくことや子ども・子育て支援の一層の充実を図るとともに少子化対策推進ということで企画部門を設けることを考えている。福祉事務所を社会福祉係、生活福祉係、西土佐福祉こども分室に変更し、新たに設置する子育て支援課の中に企画係、児童扶養手当であるとか直接支援する部分を集約した支援係、保育所係を保育係に移行し、西土佐福祉こども分室を設置する。それぞれの西土佐福祉こども分室については、保健課で分室業務を持っていくとこととしている。

第2次行政改革に伴い小規模な行政組織を見直し、柔軟で効率的に対応できる組織編成を行うものである。人権啓発課の事務のうち人権啓発に関する業務は、市民課を名称変更した市民・人権課へ移行し、人権教育に関する業務は教育委員会の生涯学習課で所掌し、児童館に関する事務は、現在子どもに対する支援策の対応がメインになっているので子育て支援課へ移行し、社会を明るくする運動に関する事務は福祉事務所へ移管する。

今まで人権啓発課の中にあつた市民ふれあいセンターの名称を人権啓発センターに変更し、新たに人権啓発を所掌する係を市民・人権課の中に設ける。現在、三係ある生涯学習課

の中に人権教育係を加え、学校教育の部分とも関連があるが、社会教育の部分を持つようになる。

高齢化率の進行に伴い現在、介護保険の負担割合が増えている状況である。若い世代から健康対策の必要性を効果的に行い、高齢者対策に繋げていくことが必要であろうということで、これまで一つの課で取り扱っていたものを分離し、保健衛生部門で健康づくりの推進を行い、高齢者福祉部門を高齢者支援課に再編し、きめ細かな対応をしていくものである。保健介護課の五つの係のうち、二係を健康増進課に、三係を高齢者支援課に分離するものである。

企画広報課政策推進室の担当事務となっている文化複合施設の整備について、来年度以降事務が増大してくることから、企画広報課内に新たに文化複合施設整備推進室を設置し、施設整備の推進体制の強化を図る。また、文化複合施設整備推進室を設置することに伴い、政策推進室は産業振興室に名称変更し、産業振興計画の進行管理や広報統計係よりふるさと応援寄付金業務を移管する。現在一つの室と三つの係を二つの室と三つの係に整備をしていく。

**【質疑：上岡委員】**

事務分掌に入っていたもので、無くなったものは言葉としてあるのか。

**【答弁：成子総務課長】**

人権啓発課の女性の地位・生活向上に関すること、男女共同参画に関すること、働く婦人の家に関することが、市長部局の業務としてあったが、4月1日以降は教育委員会の事務局へ移行し、事務分掌も生涯学習課の事務分掌に載るようになる。教育委員会の規則で改正するので、こちらの方の条例としては上がってこない。その作業は、この議会の決定を受けた後、教育委員会を来月行ったうえで、関連する部分やそれ以外で教育委員会の条例改正をしなければならない分は、次の議会に上げていく段取りである。

**【質疑：上岡委員】**

生涯学習課の何の係になるのか。

**【答弁：成子総務課長】**

生涯学習課の新設の人権教育係になる。

**【質疑：上岡委員】**

人権啓発課の仕事は分けたが、課は市民課と一緒にしたのはどういった理由か。基準はどこにあるのか。

**【答弁：成子総務課長】**

現在、人権啓発課が持っている啓発に関すること、教育に関することの中で、市長部局に啓発部門を置き、教育に関しては教育委員会で行うものである。教育に関しては、現在の事務分掌で生涯学習課の業務のなかにも人権教育に関することが明記されており、人権啓発課の中で教育も兼ねて行っていたものを教育に関しては教育委員会に移行し、啓発に関しては、人権啓発センターを設けて、市民・人権課の中で人権啓発を中心に行っていく考え方

である。

**【質疑：上岡委員】**

課と係が増えるのは行政改革と逆行しているのではないか。

**【答弁：成子総務課長】**

社会のニーズや子育てに対する取組を強化していく必要があり、新たに新設をしなければならぬ状況にあると考えている。

**【質疑：宮崎委員】**

市の考え方として、商工や観光等の産業部門は一元化して縮小していく方向で、こういった福祉政策については、やっていこうという舵の取り方になったという認識か。

**【答弁：成子総務課長】**

時代の流れの中で子育てに対する疲弊してきた部分をどういった形で行っていかうかということで、他を縮小してこちらをやっているのではない。現在、福祉、生涯、保健介護で行っている部分があり、それをある一定対応していくためには、国の動向に対して反応できる窓口的な課が必要である。三課で協働していくことはできないので、他市町村でも子育て支援課等を設けて対応しており、他の商工部門、農林部門を縮小してというわけではなく、ある一定の整理の中で、今回子育て支援部門を設けて対応していきたいと考えた結果である。

**【質疑：宮崎委員】**

連携が難しいという中で、子育て支援のための再編で手厚くという考え方でいいのか。商工や農林の産業にニーズがないという考えなのか。今の説明では、子育ての方が重要なので商工などは後回しでいいというふうにはしか聞こえないが、その辺はどのような考え方か。

**【答弁：成子総務課長】**

産業が大切でないから置き去りにしているわけではない。少子高齢化の少子化対策として、自治体として取り組まなければならない大きな課題であろう。子育て世代、働く世代、移住支援など色々な部分に関連しており、そういった中で整理をするもので、決して商工部門を衰退させるわけではない。今の時代の中で、子育て支援が必要となってきたことへの対応である。

**【質疑：宮崎委員】**

子育て支援に関しては、一本化していかないと国の施策や連携が難しいので3つを一緒にするとのことであるが、子育て世代は働く世代で、移住の人にも仕事があるなど産業と子育て支援には非常に密接な関係がある。全国でも働く世代、移住支援、産業の密接な関係性は言われている。産業自体が疲弊した中で移住も無ければ、子育て支援も無い。議員の報告会であちこち行くが、来ても仕事がない。ここは別々でも連携はできると考えているのか。そこに関しては連携が可能だと。そこは矛盾しているのではないか。

**【答弁：成子総務課長】**

何もかもを一緒にするというには中々ならないと思う。まずは窓口的な部分をつく

っていく中で、今後必要性を見つけていくことは大切と思う。国や市民から求められている部分に対してどういった状況なのかということで、ワンストップ的な窓口をつくっていくことに集約し、子育て支援の企画推進としてどうしていくかを整理していく。その中である一定連携は必ず必要になってくる。働く世代に対してどうするか、子育て世代の就労も近い将来大きな問題になってくると思うので、そこを見据えて対応をしていかなければならない。とりあえず第一歩入っていった部分で今後を見据えての話で、少子化対策の中では移住であるとか色々あるが、就労の部分もあるし、子育て環境の中にも就労といった部分もあるので、そこも含めての対応が求められているのではないだろうかと思っている。

**【意見・質疑：宮崎委員】**

子育て支援課はここで業務が止まり、横の連携はあり得ないと思う。今の説明のようにここを窓口として各課をまたがってやるのであれば、ここが市民に対してもトップに立てる組織改編にすべきであって、要はとりあえずでしかない。だったらもうちょっと四万十市はどういうふうにしていくのがいいのかやっとうえでするのが、いいのではないかと個人的には思う。横の連携と言いながら連携ができるのか非常に疑問で、そこが問題点だと思う。子育て支援はどこまでの年齢か、その区切りはどこか。

**【答弁：成子総務課長】**

連携に関しては、企画係を設けて各課との連携を図っていくことが、今回新しい係をつくったポイントでもある。そういった部分で広めていきたい。

対象者は、就学している部分は対象外となっているが、学校教育のなかで行っていくことになる。義務教育を超えていくとどうなるのかと言えば、基本的に成人になるまでの子育て支援は考えていくべきではないかと思っている。

**【質疑：宮崎委員】**

であれば、教育委員会の中にあるべきではないかとも思う。教育委員会と分けた形で、子育て支援課の企画係の係長が教育長や学校教育課長と渡り合いながら連携を取っていく姿が見えないし、ましてや子育て支援課長が全庁的に福祉事務所長などとどういった連携を取っていくのか。例えば週一回、全課長会議の中で子育てに特化したことができるわけではないので、それとは別に会を開いていくとか、どういうシステムでやっていくのか。今あれば教えてほしい。

**【答弁：成子総務課長】**

今の意見に即答できる意見を持っていないので、今後、組織をつくっていく中で、引き継ぎも含めてどういった体制で臨んでいくのが一番いいのか、今の意見を基に対応していきたいと思う。

**【意見・質疑：宮崎委員】**

連携は今以上に必要になってくると思う。座長があってトライアンドエラーでそれをずっと繰り返すしかない。それが今、疎かにされているのではないか。全庁的に連携が上手くいっているのかと言えば、連携が不十分。子育て支援を本気でやるのであれば、その連携

は、きっちりしたものを作ってほしい。

福祉事務所設置条例の中で、児童福祉法に関することと母子及び父子並びに寡婦福祉法と法律の名前を上げている。児童福祉法の方は、福祉事務所内に所管が残ると言うことでそのまま設置条例の中にとっているのはわかるが、母子及び父子並びに寡婦福祉法を福祉事務所の所管とした場合に、子育て支援課も関連してくると思うが、この所管の中にどう捉えたらいいのか。ある条例は法律を定めてこの法律に関することを所管し、ある条例はこういう事項に関する。ここはこういう風に作るのであれば、まとめてやるべきではないか。福祉事務所設置条例の方をもう少し、文言形式に変えていく必要があったのではないかと思うがどうか。

**【答弁：成子総務課長】**

今の質疑は、福祉事務所設置条例第2条に掲げる社会福祉6法に定める業務を行うということで一括りにしている部分である。今回改正に伴って、色々関係する法の部分を抜き去っていくわけであるが、福祉事務所は基本的にこの法の中で6法に伴うことを所掌するという形があるので、何らかの形の部分を残していく必要があるとは考えている。これについては、事務分掌の中で整理をしていくという形の整理である。

**【質疑：宮崎委員】**

そこで、連携の部分の不安が出てくるのである。例えば、子育て支援課がこの法律に関することになった時に、福祉事務所長に伺いを立てなければならないのか、そこをどういう風に進めるのか。事務だけで構わないものなのか。もう少し条例も含めて、全部整理しなおした方がいいのではないかと思うが。

**【答弁：成子総務課長】**

今回、子育て支援課を設置するにあたって、このことは少し問題になっていた。その部分も含めて整理をさせてもらいたいと思う。条例については、整備する前はどこもこういった形で行っている部分と大きく法6法の中で1法を抜いたりなどの方法を取っているところもある。そういった部分も含めて整理させてもらいたい。

**【質疑：上岡委員】**

子育て支援課に関するこども分室や福祉に関するこども分室になっていると思うが、新しく変えるところに同じ名前と同じようにあるが。

課長は1人増えるのは分かったが、補佐職も増えるのではないか。室や係はどのようになったのか。

**【答弁：成子総務課長】**

西土佐福祉こども分室は、これは所掌事務の系統の中に福祉事務所の中に西土佐の方で分室を設けて対応するものである。現在、保健課の方で、例えば生活保護の相談、申請、取り扱いなどを行い、こども分室の事務を保健課で持っているようになっている。同じように子育て支援課の中の西土佐福祉こども分室は、保育所の申請などの手続きの窓口を行うものである。

現在 23 課が来年度は 24 課になり、係等は現在 58 が 60 になる。人については今後色々な体制等があるので補佐等も必要に応じた対応になると思う。

**【意見：上岡委員】**

補佐職は係長となるべく兼務して、頭（役職）が多くならないようお願いしたい。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●続いて、第 9 号議案「四万十市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

**【説明：成子総務課長】**

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことを受け、条例改正するもので、個人情報の定義の明確化を図るための個人識別符号や、取扱いに特に配慮が必要である要配慮個人情報（人種・信条・病歴などの個人情報）に関する規定を新たに整備するものである。施行期日は公布の日からである。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に第10号議案「四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

**【説明：成子総務課長】**

職員宿舎の使用料について、現行の条例では給与から控除できる規定が無く、現金で徴収していることから、事務の簡素化と合理化を図るため当該職員の給与から控除することができるよう規定を追加するものである。対象となる職員宿舎は西土佐診療所が管理する宿舎で、施行期日は公布の日からである。また、市長官舎もこの改正に伴い同じ適用を受けるものである。

**【質疑：宮崎委員】**

市民病院に関してはないのか。

**【答弁：成子総務課長】**

市民病院の医師の官舎は条例上無料である。官舎はある。

**【質疑：上岡委員】**

西土佐の医師が使用している宿舎か。

**【答弁：成子総務課長】**

医師とそこに勤務している職員が利用できる官舎がある。

**【質疑：上岡委員】**

現在は医師が使っているのか。

**【答弁：成子総務課長】**

その事務に従事している人が利用している。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に第14号議案「高知市との間においてれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結することについて」審査を行った。

**【説明：山崎企画広報課長補佐】**

この連携協約は、圏域全体の経済成長をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えていく取組を高知市と四万十市が役割分担を明確にした上で、相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢化社会にあっても活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とするものである。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●続いて、第15号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災センター）」について審査を行った。

**【質疑：宮崎委員】**

指定期間は3年でないといけないのか。

**【答弁：桑原地震防災課長】**

通常指定管理については市で定めており、地域密着型以外のものは3年を原則としている。今回は公募している。東日本大震災以降、市民の防災ニーズも高まっている中、防災センターについては、これまでの防災研修の貸館だけでなく、積極的に防災意識の高揚を図るような施策、学習会、講演会、防災をテーマとしたイベント、小中学生に対する防災教育の拠点化ができないか、管理主体の募集範囲を広げ、防災センターの実施する各施策を通じて住民サービスの向上、行政コストの削減が図れないかということで公募を行ったが、実際に手を挙げたのが公園管理公社であった。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第37号議案「四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第38号議案「四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して先に審査を行った。

**【説明：成子総務課長】**

第37号議案は、29年の人事院勧告に伴い給与等の見直しを行い、関係する3つの条例の改正を行うものである。四万十市一般職員の給与に関する条例の改正概要は、勤勉手当の支給月数の改正である。現在、年間4.30月分が0.1か月分のアップを行い、4.40月分となる。支給方法は、29年度は12月の勤勉手当を0.1か月分上げ、30年度以降は、6月、12月の勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、年間で0.1か月分上げるものである。再任用職員も同じように上げるのであるが、年間のアップ分は0.05月分である。民間の初任給との差があることを踏まえて給料表の改定を行い、採用職員の初任給に一律千円上げる。若年層についても同程度の改定を行い、その他についてそれぞれ約400円程度の引き上げを基本に改定する。

国民健康保険診療所に勤務する医師の給与に関する条例の改正は、西土佐診療所の医師が該当する医師の初任給調整手当月額413,800円を500円アップして414,300円に改正し、合わせて、給料表も一般職と同じように改正するものである。

一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の改正は特定任期付き職員の期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月分アップするもので、支給方法は先ほどの一般職と同じである。給料表も一般職と均衡を逸しないように改正する。

第38号議案も29年の人事院勧告の趣旨に沿って、市長、副市長、教育長、市議会議員の期末手当に必要な改正を行うもので、年間0.05月分を引き上げる。支給方法は、29年度は12月の期末手当を0.05月分上げ、30年度以降は、6月、12月の期末手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げるものである。

支給については、年内に支給できるように事務を行っているところである。

**採決の結果、全会一致で原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決した。**

●次に、分割付託を受けた第30号議案「平成29年度四万十市一般会計補正予算（第7号）について」審査を行った。

**【説明：町田財政課長（地方債の補正）】**

座屈した沈下橋工事にかかる地方債の補正である。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、総務課から「昼休み業務及び水曜日の業務時間延長の試行実施について」総務課長から報告を受けた。

**【説明：成子総務課長】**

市民の利便性向上のために、平日の正午から午後1時までと毎週水曜日午後5時15分から7時まで当番職員による窓口業務を今回試行実施する。来客や電話対応を行い、窓口業務以外にも対応可能な個別の業務を上げている。対応人員は基本的には、各係1名以上であり、課によってはローテーションがなかなか組みにくいところもあるが、各所管の中で対応するようにしている。勤務形態は、昼休みの対応は昼休みをずらした勤務を行い、水曜日の時間外延長は基本的に遅出対応をし、時間外手当が発生しないよう考えているが、組織によっては人数等の関係で時間外手当が発生することもあり得る。試行期間は、平成30年1月4日から同年12月28日までで、毎月の数値データ等を徴取し、プロジェクトチームにより3か月に1回状況を検証していくことを考えている。

**【質疑：宮崎委員】**

会計課の納付は、銀行とは別にできるのか。

**【答弁：成子総務課長】**

通常今も銀行が閉まった後、受ける、受けないという分があるが、それを今回協議の中で実施することとしている。支払いは難しいが、納入の受ける方を行うものである。

**【質疑：酒井委員】**

この業務を行うことになったきっかけが何かあったのか。

**【答弁：成子総務課長】**

第2次四万十市の行政改革大綱の中で確定していたものである。当初は昼休み業務ということではなかったが、対応にあたって休日等の業務をどうするかということから始まったものである。休日になると勤務条件等のこともあり、周辺の自治体は昼休み業務をほぼ行っており、四万十市が対応できていなかった部分もあり、それを1年くらいかけて協議した経過がある。

**【質疑：上岡委員】**

ある程度全体がわかっている職員でないと、一人で対応した時、市民から苦情が来る可能性がある。係同士で対応職員の組み合わせを考えていないと、大変なことになるのではないか。

**【答弁：成子総務課長】**

窓口プロジェクトチームの中でも同様の意見が出た。協議を始めた当初は、全ての業務を一律に行うということであったが、職員から猛反発があり、窓口の応対や受け答え、窓口にもいないというのではなく、その中で受け答えができる状態にしようということになった。申請書を持ってきたとき、担当でなかった場合追いつくのではなく、担当者に引き継ぎ、取次ぎをする対応をしていくものである。全ての業務を網羅することはなかなか厳しいので、そこに近づけるようにはある一定なってくるかもしれないが、始めていく時には窓口での対応をメインに行うものである。

●次に、その他で「四万十市立小・中学校の再編計画について」学校教育課から報告を受けた。 一小休― 一正会―

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。